



みどり
水土里ネット

水土里ネット しんあん

令和5年10月 **No.109**



神安土地改良区

大阪府茨木市双葉町12番22号

発行人：理事長 小西 要

TEL(072)634-2551 FAX(072)635-9973

E-Mail: info@shin-an.org

ホームページ: <http://shin-an.org>



令和4年度末現在
地区面積：398ha
組合員数：2,134人



目 次

- 令和5年度第1回臨時総代会開会挨拶 1・2
- 令和5年度第1回臨時総代会開催 3
- 令和5年度総代管外現地研修会 3
- 令和4年度決算状況 4
- 令和4年度農地転用状況 5
- 令和5年度収支補正予算 5
- 令和4年度事業報告 6・7
- 令和5年度 主な事業予定 8
- 用排水調整委員会委員の選任 9
- 事業の変遷 10・11
- 事務所建て替えについて 12
- お知らせ・土地改良区からのお願い 13・14
- 21世紀土地改良区創造運動活動 15

令和5年度 第1回臨時総代会開会挨拶



開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。8月の台風では、沖縄をはじめ、西日本において甚大な被害をもたらし、農作物やインフラにも大きな影響を与えました。被災された方々に対し、謹んでお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々には心からご冥福をお祈りいたします。

また、この夏は観測史上最も暑い夏となりました。「地球沸騰時代」という言葉まで出てきておりますが、この異常な暑さによる農産物への影響や、燃料代・物価の高騰など、私どもの生活に非常に大きな影響を与えており、一日も早く、この社会情勢が元に戻りますよう、願うばかりでございます。

さて、本日の総代会は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に引き下げられたことから、3年ぶりに対面形式での開催とさせていただきました。皆様には何かとご多用の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

平素は、総代各位にはそれぞれの地域におきまして事業各般に亘り、ご理解とご協力・ご支援をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

また、関係各市におかれましては、本区の事業推進にご理解とご支援をいただいておりますこと、本席をお借りして重ねてお礼申し上げます。

本日の総代会は、令和4年度決算結了に伴う決算関係書類の承認および令和5年度一般会計第2次収支補正予算書(案)ほかのご審議をお願い致すものであります。提出議案の作成にあたっては、6月26日ならびに8月8日開催の理事会において慎重に審議を重ね、執行機関として協議決定しております。

総代各位には、十分にご検討を賜り、議決機関として厳正なるご批判と公正なるご意見を頂戴し、各議案に対してご賛同を賜りますよう、お願いいたします。

ここで、貴重なお時間をいただき、諸般のご報告をさせていただきます。

1点目は、令和4年度決算でございます。経費の節減を図り、お陰をもちまして一般会計におきましては、約1500万円余りを繰り越すことができたところでございます。これもひとえに皆様方のご理解とご協力・ご支援の賜物でございます。この場をお借りし、厚く感謝とお礼を申し上げます。詳細につきましては、後程事務局より説明致させます。

2点目は、本区の使命であります用水供給でございます。今年の梅雨は、期間は短めでありま

したが、雨量はほぼ平年並みで、琵琶湖の水位も制限水位を確保しており、淀川の水位も安定しております。

なお、令和4年度に三箇牧揚水機場揚水ポンプの故障により、関係地区にはご迷惑をおかけしましたが、昨年度中に揚水ポンプ4台の内、使用頻度の高い2台について緊急整備工事を行った結果、今年度は大きなトラブルもなく、各地区に順調に送水させていただいているところでございます。

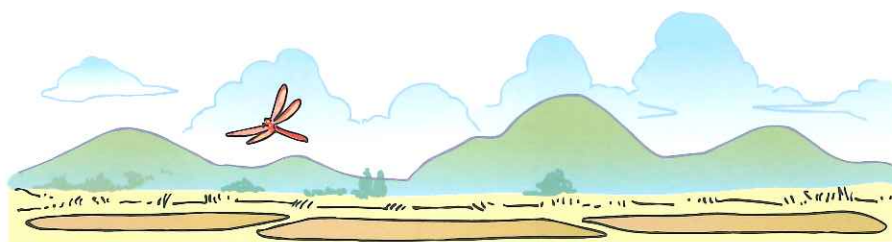
3点目は、補正予算でございます。収入面では、第7款、雑収入におきまして、長期経常賦課金の令和2年度から令和4年度までの組合費滞納分が、6月19日までに全額納付されました。

一方、支出面では、第1款、土地改良事業費支出におきまして、唐崎地区における小型用水樋の改修工事など緊急性の高い案件があり、増額補正いたすものでございます。

なお、細部につきましては、後ほど事務局より詳細説明致させていただきますので、皆様には慎重にご審議いただきますようお願い申し上げまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。



【区域内の田園風景】



◇ 令和5年度 第1回臨時総代会開催 ◇

令和5年9月1日、本区会議室において、令和5年度第1回臨時総代会を開催し、次の事項がすべて原案どおり承認ならびに可決されました。

◎ 報告事項

1. 一般主要事務報告について
2. 定期監査の報告について
3. 用排水調整委員会委員の選任について
4. 令和5年度配水計画の報告について
5. 事務所棟更新積立金の設置・管理および処分に関する規程の一部改正について

◎ 報告承認事項

1. 会計細則の一部改正について
2. 令和5年度一般会計第1次収支補正予算の理事会専決処分に伴う承認について
3. 事務所棟更新積立金の一部取崩し額の変更について

◎ 審議事項

1. 令和4年度決算関係書類の承認について
 - 1) 一般会計収支決算書
 - 2) 一般会計貸借対照表
 - 3) 一般会計正味財産増減計算書
 - 4) 財産目録
 - 5) 事業報告書
2. 規約の一部改正について
3. 令和5年度一般会計第2次収支補正予算(案)



渡邊総代会議長



あいさつをする小西理事長

◇ 令和5年度 総代管外現地研修会 ◇

令和5年4月20日、新型コロナウイルス感染症も落ち着きを見せ、3年ぶりに総代管外現地研修会を実施しました。研修先は大阪府環境農林水産総合研究所で、スマート農業や研究所の取り組み等について研修しました。

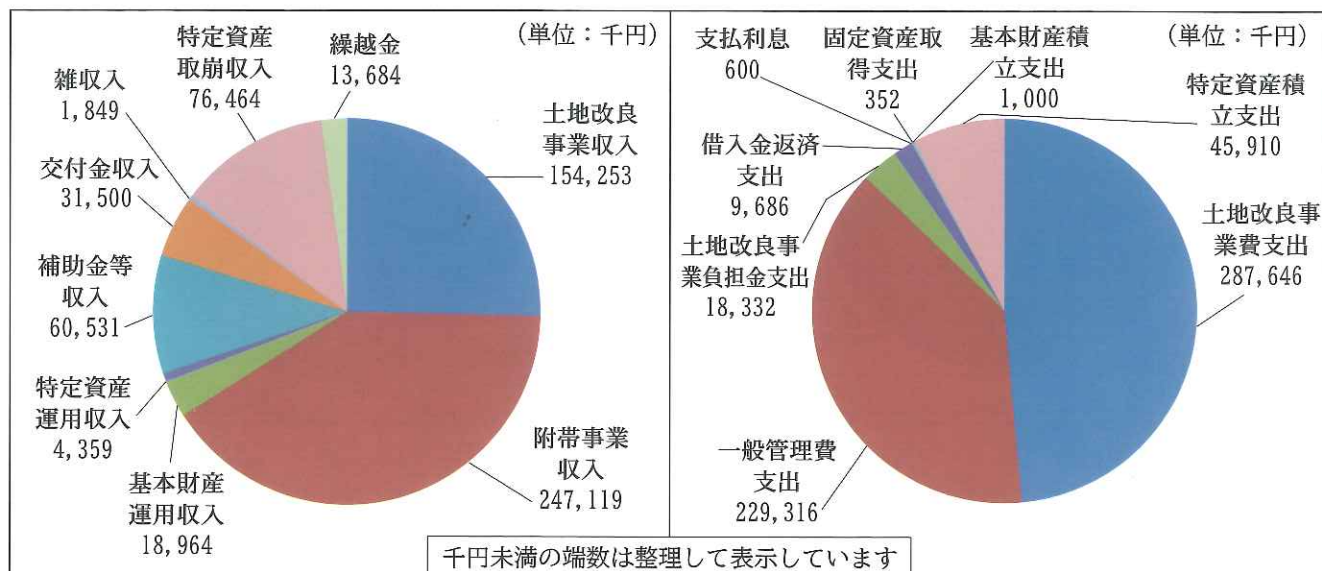


◇ 令和4年度 決算状況について ◇

【一般会計】

収 入 608,723,397 円

支 出 592,883,728 円



【収 入】

(単位：千円)

土地改良事業収入	154,253
附帯事業収入	247,119
基本財産運用収入	18,964
特定資産運用収入	4,359
補助金等収入	60,531
交付金収入	31,500
雑収入	1,849
特定資産取崩収入	76,464
繰越金	13,684
収入合計	608,723

【支 出】

(単位：千円)

土地改良事業費支出	287,646
一般管理費支出	229,316
土地改良事業負担金支出	18,332
借入金返済支出	9,686
支払利息	600
固定資産取得支出	352
基本財産積立支出	1,000
特定資産積立支出	45,910
雑支出	41
予備費	0
支出合計	592,883

収入・支出差引残高金 15,839,669円 は令和5年度へ繰越しました。

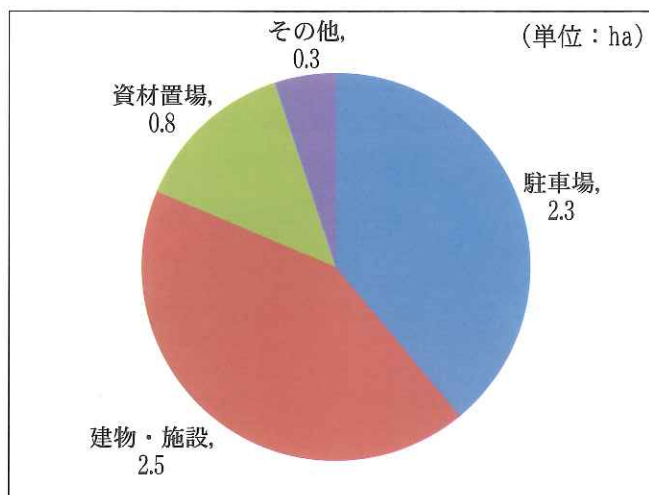
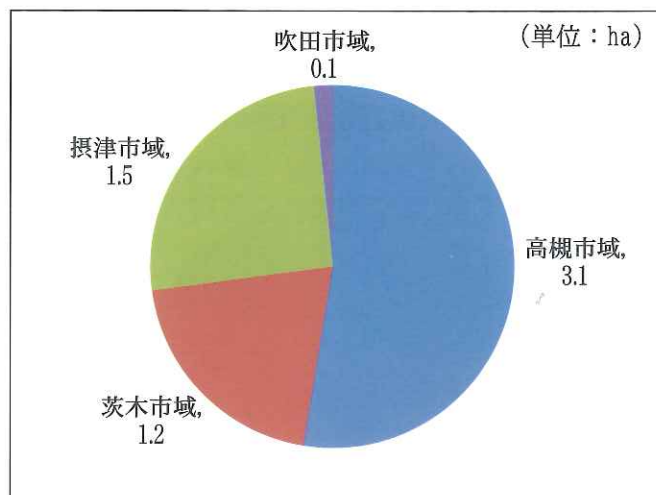
監 査 意 見 書

定款第22条第1項および規約第40条の規定により、令和5年7月3日理事長から提出のあった、規約第24条第1項第5号に定める令和4年度決算関係書類の各事項について監査した結果、その内容は概ね適正であり、計数については正確であると認めます。

総括監事 島 田 尚 弥
監 事 川 本 東 司
監 事 田 中 清

◇ 令和4年度 農地転用状況 ◇

市 別 【転用面積 5.9 ha】 目的別



◇ 令和5年度 収支補正予算 ◇

令和5年度一般会計第1次および第2次収支補正予算は、次のとおりです。
(今回補正分のみ計上しています)

第1次補正

(単位: 千円)

収 入				支 出			
款	既定予算額	補 正 額	予算現額	款	既定予算額	補 正 額	予算現額
特定資産取崩収入	94,021	9,602	103,623	一般管理費支出	247,079	9,598	256,677
				予 備 費	6,205	4	6,209
							0
収 入 合 計	666,309	9,602	675,911	支 出 合 計	666,309	9,602	675,911

第2次補正

(単位: 千円)

収 入				支 出			
款	既定予算額	補 正 額	予算現額	款	既定予算額	補 正 額	予算現額
土地改良事業収入	175,159	320	175,479	土地改良事業支出	322,438	7,574	330,012
雑 収 入	1,310	23	1,333	一般管理費支出	256,677	203	256,880
特定資産取崩収入	103,623	95	103,718	借入金返済支出	7,926	95	8,021
繰 越 金	8,500	7,339	15,839	固定資産取得支出	7,688	154	7,842
				雑 支 出	5	172	177
				予 備 費	6,209	△ 421	5,788
収 入 合 計	675,911	7,777	683,688	支 出 合 計	675,911	7,777	683,688

(△は減額)

◇ 令和4年度 事業報告について ◇

1. 地区及び組合員の状況

(令和4年度末現在)

市 名	地区面積(ha)	組合員数(人)
高 槻 市	296.0	1,293
茨 木 市	57.6	424
摂 津 市	43.1	404
吹 田 市	1.6	13
計	398.3	2,134

2. 事業の状況

(1) 維持管理事業の実施状況

ア) 修繕費・用排水路維持費(事業費 78,000,000円)

① 草刈等工事

工 事 名	工 事 場 所	工 事 内 容
番田水路左岸草刈工事	摂津市鳥飼八町2丁目地内	除草工 12,150㎡
そのほか18件の工事		

② 浚渫・清掃工事

工 事 名	工 事 場 所	工 事 内 容
柳川水路上流部清掃工事	高槻市柳川町地内	清掃工 222m
そのほか3件の工事		

③ その他工事

工 事 名	工 事 場 所	工 事 内 容
浅川水路水路壁修繕工事	茨木市学園町地内	水路壁修繕工 一式
そのほか9件の工事		

イ) 修繕費・堰樋管維持費(事業費 3,500,000円)

工 事 名	工 事 場 所	工 事 内 容
河原1号樋改修工事	高槻市三島江1丁目地内	ステンレス製スライドゲート0.6×1.0
そのほか2件の工事		

ウ) 業務委託費・用排水路維持費(事業費 550,000円)

業 務 名	業 務 場 所	業 務 内 容
番田水路4号サイホンカメラ調査業務	茨木市新堂2丁目ほか地内	カメラ調査 28.2m

調査状況1



漏水

調査状況2



◇ 一般団体営事業

① 用排水施設等整備事業（国庫補助事業：農村地域防災減災事業）

地区名	事業名	事業費(円)	事業場所	事業内容
北川排水路	北川排水路護岸整備工事（第2工区）	24,992,000	茨木市横江1丁目地内	護岸張ブロックL=112m
計		24,992,000		

着工前



竣工



② 基盤整備促進事業（国庫補助事業：農業水路等長寿命化・防災減災事業）

地区名	事業名	事業費(円)	事業場所	事業内容
玉川用水路	玉川用水路補修工事(第3工区)	13,585,000	高槻市玉川2丁目ほか地内	コンクリート補修工L=123.8m
別府用水路	別府用水路補修工事(第2工区)	3,300,000	摂津市安威川南町ほか地内	水路工一式、目地補修一式
	別府用水路補修工事(第3工区)	4,785,000	摂津市安威川南町ほか地内	目地補修工 N=50箇所
唐崎	五反田樋電動化工事	5,995,000	高槻市唐崎西2丁目地内	樋門電動化 N=1門
計		27,665,000		

③ 土地改良施設維持管理適正化事業

地区名	事業名	事業費(円)	事業場所	事業内容
三箇牧揚水機場	三箇牧揚水機場高圧機器取替工事	12,100,000	高槻市大字唐崎1318番1	高圧機器取替一式
鳥飼南水路	鳥飼南水路護岸ライニング工事(第6工区)	10,010,000	摂津市鳥飼下3丁目ほか地内	護岸ライニング工L=115m
幹線用水路	西垣除塵機整備工事	18,150,000	高槻市西面南3丁目地内	除塵機更新一式
計		40,260,000		

着工前



竣工



西垣除塵機整備工事

④ 基盤整備促進事業（国庫補助事業：水利施設等保全高度化事業）

地区名	事業名	事業費(円)	事業場所	事業内容
幹線用水路	水管理情報伝送装置整備工事(その1)	29,700,000	高槻市大字唐崎1318番1ほか10箇所	機器購入一式
計		29,700,000		

⑤ 用排水施設等整備事業（府費補助：安心・安全な農空間事業）

地区名	事業名	事業費(円)	事業場所	事業内容
味生排水路	味生排水路転落防止柵設置工事	9,152,000	摂津市南別府町地内	転落防止柵L=421m
計		9,152,000		

◇ 令和5年度 主な事業予定 ◇

本年度は下表のとおり事業を予定していますので、地域の皆様のご協力をお願いします。

○大阪府営事業

	事業区分	事業名	事業場所
1	国庫補助事業 (農村地域防災 減災事業)	幹線排水路整備(4)工事	幹線排水路(大阪市東淀川区井 高野3丁目ほか)

○団体営事業

	事業区分	事業名	事業場所
1	国庫補助事業	水管理情報伝送装置整備工事(その2)	高槻市大字唐崎1318番1 ほか10箇所
2		西面北水路改修工事(第1工区)	高槻市玉川3丁目地内
3		溝ノロサイホン閉塞工事	摂津市浜町ほか地内
4		神安地区水路転落防止柵設置工事(三島江柱本・三箇牧水路)	高槻市柱本2丁目ほか地内
5		目垣北水路転落防止柵設置工事	茨木市目垣2丁目地内
6		真砂東揚水機場整備工事	茨木市小柳町地内



図2 ①



図2 ②



図4 三島江柱本水路



図4 三箇牧水路



図5



図6

◇ 用排水調整委員会委員の選任 ◇

各用排水調整委員会における令和5年10月現在の委員は、次のとおりです。
任期は令和7年3月31日までです。

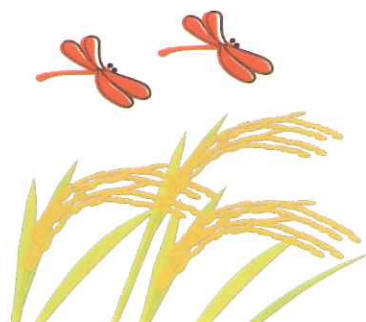
(敬称略)

三箇牧用排水調整委員会

地区名等	氏 名
委 員 長	和 田 收
唐 崎	鳥 野 忠 澄
	辻 本 豊 廣
	松 永 剛
	和 田 康 之
西 面	田 中 清
	加 藤 晴 彦
	松 本 恵 子
三 島 江	吉 田 泰 通
	伊 口 孝
柱 本	谷 口 幸 隆
	辻 嘉 英
鳥 飼 上	杉 本 正 幸
	寺 田 治 夫
目 垣	澤 田 昭 雄
	井 上 勝 美

二階堂用排水調整委員会

地区名等	氏 名
委 員 長	松 本 好 博
二 階 堂	辻 田 勝 夫
	中 村 一 彦
平 田	前 川 光 一
玉 島	島 川 和 夫
	井 上 昭 男
目 垣	澤 田 昭 雄
	井 上 勝 美
鮎 川	谷 山 正 昭
	杣 本 徳 保



中部用排水調整委員会

地区名等	氏 名
委 員 長 (委員(小平井)兼任)	近 藤 元 二
野 々 宮	辻 本 隆 昭
	中 田 弘 之
島	吉 田 忠 明
	古 川 貞 和
沢良宜浜三	中 井 幸 四 郎
沢良宜浜一	小 西 要
	橋 本 義 秀
沢 良 宜 東	角 谷 信 實
	岡 本 康 夫
鶴 野	木 下 均
	安 田 庄 太

地区名等	氏 名
味 舌 下	吉 田 實 治
	木 下 芳 則
小 坪 井	山 本 善 信
別 府	中 埜 弥 一 郎
	増 田 俊 明
鳥 飼 八 町	富 田 登 代 子
	奥 野 佳 代 子
真 砂	松 本 芳 文
	古 川 初 男
内 瀬	寺 本 尚 司
	辻 明

事業の変遷

府営淀川右岸用排水改良事業 (昭和21~24年、事業費56,390千円)

古来本地区の用水は、淀川・安威川の自然流水を利用していましたが、昭和8年からの淀川低水工事による水位低下で取水困難となった。このため三箇牧合同樋・実正樋を廃止し、新たに高槻市唐崎地先に三箇牧揚水機場を新設し、さらに番田井路まで幹線用水路を開削した。



【淀川に設置された取水口】



【当時の三箇牧揚水機場外観】



【当時の三箇牧揚水機場内部】



【新たに開削された当時の幹線用水路】



【現在の幹線用水路】

府営淀川右岸用排水改良事業 概要

三 箇 牧 揚 水 機 場	
種 類	渦巻ポンプ 口径800mm 3台
揚 程	4.20m
揚水量	1台 1.40m ³ /s
原 動 機	開放防滴式捲線型電動機 100KW

二 階 堂 揚 水 機 場	
種 類	軸流ポンプ 口径500mm 1台
揚 程	1.50m
揚水量	0.665m ³ /s
原 動 機	電動機 20KW

幹 線 用 水 路 (新 設)	
延 長	1,476m (板柵工)
用 水 量	4.26m ³ /s

茨木市玉島地区は、安威川から取水していたが、安威川の流量は渇水年には極端に枯渇するため、二階堂揚水機場と二階堂用水路を新設・改修して、三箇牧揚水機場から取水した用水を供給できるようにした。

この事業は戦後の資材不足の中で施工されたが、本事業により芥川以西の用水源が確立され、従来大冠地区の鳥ヶ下樋から取水し、地区内悪水も含めて芝生大樋を経て番田井路に流下していた用水に依存せずに、全地域三箇牧揚水機場から送水が可能となり、新たに決めた番水制のもとに各地区へ平等に配水できるようになった。このことにより用水に関しての神安の主体性が確立され、さらには各地区が神安を媒体として連帯意識をもつようになった点で大きな意義のある事業であった。



【玉島地区へ送水する二階堂揚水機場】



【番田井路に設置された落合堰】

本事業による地域社会における神安の地位の確立・神安に対する信頼の向上・組合員の連帯意識の発生等が、府営三島平野用排水改良事業着工の伏線となっている。



【事業による新用水系統図】

◇ 事務所棟の建て替えについて ◇

本区事務所は昭和40年に築造し、58年が経過しました。

平成3年に増改築工事を行いました。老朽化と耐震強度不足のため、令和7年秋の竣工を目標に、設計業務ならびに工事を進めてまいります。

〔新事務所のイメージ図〕



【今後のスケジュール(予定)】

令和6年3月	仮事務所へ移転
5月	解体工事 着工
9月	建築工事 着工
令和7年 秋	新事務所竣工

事務所建て替え期間中は仮事務所での業務となります。
皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。
なお、仮事務所については、別途改めてお知らせいたします。

◇ お 知 ら せ ◇

☆組合員資格得喪通知書の提出について

組合員の皆様が所有する農地に売買や名義変更等がありましたら、その都度「組合員資格得喪通知書」を本土地改良区へ提出していただく必要がありますので、ご協力をお願いします。

◎どのようなときに「組合員資格得喪通知書」を提出するのか？

1. 農地の売買があったとき
2. 農地を借りたとき、又は貸したとき
3. 名義を変更（相続、贈与、経営移譲等）したとき
4. 住所の変更や耕作者の移動等があったとき

◎手続きについて

土地改良区の組合員が、その資格にかかる土地の権利の全部又は一部について移動した場合は、土地改良区に資格得喪の届出が必要です。（土地改良法第43条）

本土地改良区としても知りうる限り対処しておりますが、届出がなければ組合員名義は変わらず、元の組合員に賦課金がかかります。

農業委員会等の名義を変更しても、土地改良区の名義が自動的に変更されることはありませんので、ご注意ください。

なお、詳細につきましては、本土地改良区総務課庶務係までお問い合わせ下さい。

☆用地買収時には、農地転用申請が必要です。

都市計画道路の整備や、市道拡幅工事による用地買収につきましても、土地改良法第42条ならびに第43条の規定に基づき、土地改良区への届出と決済金の納付が義務付けられています。

組合員の皆さまには、決済金制度の趣旨をご理解いただき、本区への手続きをお願いします。

☆金融機関から賦課金および使用料・決済金等を納入いただく際、振込手数料が必要となっております。

令和5年4月1日から、すべての金融機関からのお振込みについて、振込手数料が必要となっております。（手数料額は、銀行ごとに異なります。）

なお、神安土地改良区の窓口で納入いただく場合は、振込手数料は不要です。

◇ 総代選挙について ◇

任期満了に伴う、総代会総代総選挙を令和6年5月1日に執行します。

1. 有権者は選挙人名簿に登録されている組合員です。
選挙人名簿は4月8日（月）から12日（金）までの午前8時45分から午後5時15分の間に、神安土地改良区事務所に備え付けておりますので、名簿に漏れがないか、また変更や誤りがないか確認される方はお越しく下さい。
2. 総代とは、土地改良区の収支予算および組合費の賦課、あるいは定款、規約、事業計画の変更、その他必要な事項を議決する皆様の権利を代表する方です。
3. 下記に該当する方は、総代に立候補できません。
(1) 組合員でない者
(2) 未成年者
(3) 禁固刑以上の刑に処せられ執行中の者

※総代選挙に関するお問い合わせ：総務課庶務係（電話：072-634-2551）

組合員資格得喪通知書

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

異動があった日以降、出来る限り速やかに提出してください。
提出が遅れると、新旧組合員とも、不利益を被る場合があります。

住 所 茨木市双葉町 12-22

これまで組合員であった方

現資格者

氏 名 神 安 太 郎



住 所 茨木市双葉町 12-22

新たに組合員となられる方

新資格者

氏名 神 安 一 郎

贊

新たに組合員となられる方

生年月日

大正・昭和・平成・令和 △△年 △△月 △△日生

神安土地改良区理事長 小 西 要 様

記

1 資格得喪の対象たる土地

相続、贈与、売買や経営委譲、賃借者変更などにより
改良区管内で農地の権利関係に移動があった土地

[illegible]

2 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因：相 続 その他（ ）

(2) 時期：令和 年 月 日

21世紀土地改良区創造運動活動

☆チューリップフェスタ☆

令和5年4月8日(土)、チューリップフェスタを開催しました。



☆三島江地区花いっぱい運動☆

令和5年5月21日(日)、三島江地区花いっぱい運動を行いました。



☆十丁吸水路花壇 花の植え替え☆

令和5年6月7日(水)、茨木市平田台において周辺住民の方々と一緒に、十丁吸水路花壇の花の植え替えを行いました。

